

## 大阪市在宅医療・介護連携推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の構築について検討するため、「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

### (意見又は助言を求める事項)

第2条 会議では、次に掲げる事項について委員から意見等を聴取する。

- (1) 市域における在宅医療・介護連携推進事業に関する課題の抽出及び対応策に関すること
- (2) 高齢者等在宅医療・介護連携相談支援事業に関すること
- (3) 各区における在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施に向けた支援に関すること
- (4) その他在宅医療・介護連携に関すること

### (会議の委員)

第3条 会議は、別表に掲げる団体の代表者で構成する。ただし、局長は必要に応じて、別表以外の団体の代表者を会議の委員とすることができる。

2 委員は、局長が委嘱する。

### (座長)

第4条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長は、必要があると認めるときは、本市職員その他関係者に会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、健康局健康推進部健康施策課において処理する。

### (開催期間)

第6条 会議の開催期間は、施行日から令和4年3月31日までとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。